

大分県報

平成二十八年
号外（七七）
四月二十八日

（木曜日）

目次

規則

大分県契約事務規則の一部改正……………

規則

大分県契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十九号

大分県契約事務規則の一部を改正する規則

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第五章 特定調達契約（第三十五条―第五十条）を「第五章 特定調達契約（第三十五条―第五十四条）」に改める。

第三十五条―第五十四条）に改める。

第四十六条第一号中「又は第七条第一項」を「、第七条第一項又は第十条第五項若しくは第六項」に改める。

第六章中第五十二条を第五十八条とし、第五十一条の三を第五十七条とし、第五十一条の二を第五十六条とし、第五十一条を第五十五条とする。

第五章中第五十条を第五十四条とし、第四十九条を第五十三条とする。

第四十八条中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第七号中「第六条」の下に「若しくは第十条第五項」を加え、「の規定による」を「若しくは第十条第六項の」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十七条の次に次の四条を加える。

（特例政令の規定による複数落札入札制度に係る予定価格の決定方法）

第四十八条 特例政令第十条第一項の予定価格は、調達しようとする物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額とする。

（特例政令の規定による複数落札入札制度に係る一般競争入札の公告）

第四十九条 特例政令第十条第五項の公告をするときは、第三十八条第一項の規定により公告しなければならない事項のほか、次に掲げる事項について、県報に登載しなければならない。

一 特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札の方法による旨

二 特例政令第十条第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨

三 特例政令第十条第十一項の規定により当該一般競争入札を取り消す旨がある旨

四 端数の入札を制限する場合にはその旨

2 第四十三条及び第四十四条の規定は、特例政令第十条第五項の公告に準用する。

（特例政令の規定による複数落札入札制度に係る指名競争入札の公示等）

第五十条 第四十一条、第四十三条及び第四十四条及び前条第一項の規定は、特例政令第十条第六項の公示に準用する。

（特例政令の規定による複数落札入札制度に係る競争参加者の指名の通知）

第五十一条 特例政令第十条第七項の規定による通知をするときは、第四十二条第二項の規定により通知しなければならない事項のほか、第四十九条第一項各号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、同項第一号及び第三号中「一般競争入札」とあるのは、「指名競争入札」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

（大分県事務委任規則の一部改正）

2 大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項第十四号中「第五十一条の三第一項ただし書」を「第五十七条第一項ただし書」に改める。